

平成 24 年 11 月 9 日

松本信用金庫

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定について

11 月 5 日付で、当金庫は「中小企業経営力強化支援法」（正式名称：中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律）に基づき、経営革新等支援機関として国から認定されました。

当金庫と致しましては、これまで培った知識や経験を生かしてコンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業の皆様の経営課題に応じた最適な解決策を、それぞれの企業の立場に立って提案・実行支援してまいります。

経営革新等支援に係るご相談については、当金庫各営業店窓口にて承ります。お気軽にご相談下さい。

以 上